

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

◇ 告 示

健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良事業計画の適否の決定

土地の用途廃止

//

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

◇ 公安告示

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

◇ 公 告

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

◇ 雑 報

一時保護を加えた児童の所持していたもの

告 示

鳥取県告示第六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
寺岡 医院	鳥取市吉岡温泉町 字湯尻一三五の三	内科、小児科	寺岡 敏行	昭和四十六年 一月一日
宮田 医院	米子市尾高町 一〇五	耳鼻咽喉科、 気管食道科	宮田 寿一	昭和四十六年 一月十日
松田内科医院	倉吉市宮川町 一九〇	内科、小児科	松田 俊逸	昭和四十六年 一月十四日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町 二、七三八	産科、婦人科	門脇 好登	昭和四十六年 一月十一日
今田齒科医院	鳥取市吉方温泉 三丁目一六六	齒科	今田 晴隆	昭和四十六年 一月一日
百村齒科医院	八頭郡若桜町大字 若桜広野一、二〇 一―三	"	百村 浩	"
吉田 医院	鳥取市瓦町五〇三	内科、循環器 科、小児科	吉田益次郎	"
荒川耳鼻咽喉科 医院	米子市福原御建通 八四一	耳鼻咽喉科、 気管食道科	荒川 雄司	昭和四十六年 一月八日
大山町国民健康 保険大山寺診療 所	西伯郡大山町大山 鳥取大学医学部 岳研究所内	外科、内科	西伯郡 大山町長 入江 正雄	昭和四十六年 一月五日
海賀齒科診療所	西伯郡大山町国信 笠原五三九の一五	齒科	海賀 善延	昭和四十六年 一月一日
遠藤齒科医院	日野郡江府町江尾 二、〇五三	"	遠藤 康三	昭和四十六年 一月一日

鳥取県告示第六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
松本 齒科医院	鳥取市上魚町四九	昭和四十五年十二月一日
稲 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺 三三三の二	" 五日
吉 田 "	鳥取市瓦町五〇三	昭和四十六年 一月一日
海賀 齒科診療所	西伯郡大山町国信笠原 五三九の一五	" "
遠藤 齒科医院	日野郡江府町江尾 二、〇五三	" "
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山鳥取大 学医学部山岳研究所内	" 五日
荒川耳鼻咽喉科医院	米子市福原御建通八四一	" 八日

鳥取県告示第六十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
稲 田 医 院	西伯郡西伯町字法勝寺 三三三の二	全国	昭和四十五年 十二月五日
旭 診 療 所	東伯郡三朝町本泉	"	" 二十三日
海賀 齒科診療所	西伯郡大山町国信笠原 五三九の一五	"	昭和四十六年 一月一日
遠藤 齒科医院	日野郡江府町江尾 二〇五三	"	"
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山鳥取大 学医学部山岳研 究所内	"	"
荒川耳鼻咽喉科医院	米子市東福原御建通 八四一	"	" 八日
小鹿 診 療 所	東伯郡三朝町小鹿 一五六九	"	"

鳥取県告示第六十九号

昭和四十五年十二月十一日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(安歩地区かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定

により次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川五二番地一

天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月十八日から用途廃止した。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 平方メートル)	用途
東伯郡赤碕町大字赤碕字地藏町七六九ノ一番地先	七七〇番地先	五一・〇二 一九・三五	道路敷 堤塘敷

鳥取県告示第七十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字智頭字筏場一七七六番地先から 先まで	字掛上り一七九七ノ一番地	七五・二六	道路敷

鳥取県告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、境港市から境港都市計画駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場

所について)の一部を次のように改正し、昭和四十六年一月二十六日から施行する。

昭和四十六年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

表中

六十九	気高郡青谷町大字長和瀬一〇六番 先及び東伯郡泊村大字小浜無番先 (信号機設置場所の間隔二八〇× ートン)	定周期式 (交互式) 山本工業株式 会社に設置及 び管理を委任
-----	---	---

を

六十九	削除	
-----	----	--

に定める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和46年1月26日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和46年2月16日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和46年3月10日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八幡の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は、除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和46年1月22日から6箇月以内に申し出てください。

昭和46年1月26日

米 子 児 童 相 談 所 長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するにいたった経緯
現金	1,000円札	5枚	5,000円	昭和45年12月13日ごろ陸上自衛隊米子駐とん部隊グラウンドでサッカーをしていた選手（氏名不詳）の脱衣から児童が窃取
	500〃	1〃	500〃	
	100〃	2〃	200〃	
	100硬貨	2〃	200〃	
	10〃	8〃	80〃	
	5〃	1〃	5〃	
	1〃	3〃	3〃	
			計	
			5,988円	